

当直における朝方の令状請求の取扱いについて（メモ）

現在、[REDACTED]までの令状請求については、管内各警察署は、当直室への予告電話なしに裁判所に令状請求のために来庁することになっています。（原則）

ただし、例外的に早朝の時間帯に警察署から令状請求の予告電話がある場合があります。

これは、[REDACTED]当直を行っているということは、[REDACTED]までに土浦の当直で令状請求を受理すれば、土浦の当直で処理するということではなく、[REDACTED]までに処理できる令状請求事件を土浦の当直で処理することになっているからです。

そうすると、令状請求の通数や記録の量など事件にもよりますが、概ね、遅くとも[REDACTED]までは令状請求を受理しなければ[REDACTED]までに処理することはできません。

また、[REDACTED]

[REDACTED]いらっしゃいます。

したがって、[REDACTED]

夜間早朝の令状請求の予告電話不要の例外として、事前に、警察署から当直に電話連絡することとなっています。この場合、いずれの警察署からも予告電話がされることになりますが、遠方の警察署（例えば、古河署、神栖署など）では、警察署を出発する時刻から逆算すると、その予告電話が[REDACTED]になされることもあり得ます。

そこで、この例外的な予告電話を受けた場合には、①請求警察署名、②令状の種別・通数、事件名、③およその記録の量、④到着予定時刻を聴

取して、当日の令状当番裁判官に直ちに報告し、土浦の当直で受理して令状当番裁判官が処理するか、本来の令状請求先である当該警察署の最寄りの裁判所に令状請求に行ってもらうかの指示を仰いで、それに従った処理をしてください。（なお、受理時刻と裁判官の指示によっては、土浦の当直で受理した上で、当直から刑事係に引き継いで、土浦簡裁で処理することもあり得ます。）

前記の例外的に予告電話をする場合の取扱いについては、水戸地裁本庁から茨城県警察本部に対して申し入れをしてあるそうですが、どの程度、現場の警察官に徹底されているかは定かではありませんので、もし、前記の朝方の時間帯に予告電話なしに令状請求をしてきた警察署があった場合には、事後に刑事係にお知らせください。

なお、この他に注意すべき点は、「土浦署」「つくば署」及び[REDACTED]の石岡署からの令状請求は、いずれにしても土浦簡裁が令状請求を受けるべき裁判所になりますから、令状当番裁判官が処理できない場合は、当直で受理した上で、刑事係に引き継いでもらうことになります。

また、休日の朝の場合は、日直を行っている下妻簡裁の管轄内の各警察署については下妻簡裁に令状請求に行ってもらうこともありますが、それ以外の警察署については土浦の宿直で受理した上で、日直に引き継いで処理することになります。